

日本国愛知県経済産業局と中華人民共和国山東省工業・情報化庁との 経済交流に関する覚書

日本国愛知県経済産業局と中華人民共和国山東省工業・情報化庁（以下、「双方」という。）は、相互理解と友好関係を深めながら、両地域の発展に向け、経済交流を促進するため、以下のとおり合意する。

- 1 両地域の企業等が相互に活発な協力・交流事業を展開することができるよう、双方が共同して支援することにより、経済交流を促進するものとし、特に次の点において努力する。
 - 1) 双方は、相互訪問や展示会等を通じて、双方の産業交流・協力のニーズ等に関する情報を共有する。
 - 2) 双方は、相手方が、技術・人材交流、人材育成、情報提供等の経済交流事業を実施する場合、可能な限り協力する。
 - 3) 双方は、相手方地域の企業等による自地域での活動、投資について、必要な情報提供を行うなど、可能な限り協力する。
- 2 双方の連絡窓口は、次のとおりとし、第1項の経済交流事業を実施する場合には、その都度互いに協議・調整しながら進めることとする。

日本国愛知県経済産業局：産業部産業立地通商課

中華人民共和国山東省工業・情報化庁：研修交流課

- 3 本覚書は、両当事者間の合意に基づいて署名され、実施において双方で紛争が生じた場合、相互理解と相互利益の原則に基づく協議を通じて解決されることとする。

本覚書に基づく協力は、双方が署名した日から開始される。

この覚書は、日本語と中国語で2部ずつ作成し、双方の代表者が署名の上、それぞれ1部ずつ保有する。

日本国
愛知県経済産業局長
伊藤 浩行

中華人民共和国
山東省工業・情報化庁庁長
汲 斌昌

伊藤 浩行

汲 斌昌

日付： 2019.12.5

日付： 2019.12.5